

議案第13号関連資料

明石市火災予防条例の一部改正について

1 改正の目的

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料の金額を引き上げるほか、所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 手数料の改定（別表第9関係）

特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料の金額を引き上げます。なお、市内に特定屋外タンク貯蔵所は存在せず、また、今後の設置予定もありません。

(2) その他法令改正に伴う所要の整備

- ア 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。（第17条関係）
- イ 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合は、これまで消防長の特例措置（条例第30条の6）により住宅用防災警報器等の設置を免除していたところ、当該免除の要件が省令に規定されたことから、条例においても必要な整備を行います。（第30条の5関係）

3 施行期日

令和元年10月1日。ただし、2(2)アは令和元年7月1日、2(2)イは公布の日。

4 その他

全国的に同様の改正を予定しています。

○ 特定屋外タンク貯蔵所

危険物を貯蔵するタンクで内容量が 1,000KL 以上の屋外タンク。石油コンビナート地帯や化学プラントなどに設置されます。

屋外タンクの直径が 10m の場合、高さ 13m 程度で特定屋外タンクに該当します。

